

社会福祉法人 清松会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 清松会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

四條畷市内	1,000円以内
その他	5,000円以内

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

四條畷市内	1,000円以内
その他	5,000円以内

(改 廃)

第4条 本規定は、理事会の議決後、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。